

第34回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和8年2月13日（金）13時30分から15時20分

2 開催場所 大津市役所 新館2階 災害対策本部室

3 出席農業委員（15名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	本郷	忠史	委員
6番	小谷	英利	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	已壽	委員
12番	濱田	博之	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員

4 欠席農業委員（3名）

5番	井上	一夫	委員
7番	森元	直紀	委員
18番	安井	善次	委員

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員（5名）

奥村	明之	委員
小石	與司一	委員
中村	清史	委員
西村	和彦	委員
山中	一仁	委員

6 説明員（1名）

農林水産課

7 傍聴人（0名）

8 議事日程

- 議案第137号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第138号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第140号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の案に関する意見について
議案第141号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について
（北部分）
議案第142号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について
（中部分）
議案第143号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について
（南部分）
報告第187号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第188号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第189号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第190号 農業者証明について
報告第191号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
報告第192号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第193号 農地の転用事実等に関する照会について
報告第194号 大津市農地賃借料情報について

9 事務局

事務局長、次長、係長、主査

10 議事概要

事務局長 定刻となりましたので、第25期第34回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日もマイクを準備させていただいております。ご発言の際には必要に応じてお近くのものをお使いいただければと存じます。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号1番村田省三委員にご先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長

ありがとうございました。ご着席ください。

会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は、北部選出の

副会長であります上田雄亮委員にお願いします。
この後の進行についてよろしくお願いします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、井上一夫委員、安井善次委員、森元直紀委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は15名ですので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

本郷会長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございます。

それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規程により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言に当たっては挙手していただき、議席番号と氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いします。議事が円滑に進行できますようよろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

17番 上坂 雅彦 委員

1番 村田 省三 委員

このお二方によりよろしくお願いします。

ただいまから議事に入ります。

お手元に農地法第3条、第4条、第5条の許可要件を説明した資料を備えていますので、許可、不許可の判断材料としてご活用ください。

なお、本テキストは次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようにしてください。

まず初めに、議案第137号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。
それでは、説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。
No.1の伊香立南庄町につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 こちらの農地ですが、2月4日に私と地元推進委員、譲受人の方、そして申請人兼譲渡人の方、合計4名で立会いを行いました。
こちらは白地の農地ということで、いびつな形をしておりまして、写真でいきますと4ページの8番、こちら1筆の農地が段地というかになってまして、見た目で見ると3筆ぐらいあるように見えるんですけども、そういう特殊な形をしてる農地でございます。そちらの段地のほうの農地に関しましては、梅であるとかユズ、果樹を栽培されておりますし、田んぼに関しましては昨年もそのまま水稻をされておりました。この譲受人の方なんですけども、昨年度に譲渡人の方のお手伝いということでこちらの農地を耕されてたということで、技術的にも今後譲渡人の方について指導されるということです。
機械に関しましても譲渡人の方の機械をそのまま今度は所有するというところで問題はありませんし、水稻に関しての刈取り作業に関しては委託をされるというところで、農地自体も確認しましたが、荒れてることもなく、譲受人の方も意欲的に取り組まれてるということで、今後この方が所有されたとしても永続的に農業は続けていけるのではないかなというふうに感じましたので、何ら問題ないかというふうに感じました。
以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.2の真野四丁目につきましては、地元委員が本日は欠席されていますので、事務局のほうで何かお聞きのことがあれば説明をお願いいたします。

事務局 地元委員からあらかじめ今回の意見について預かっておりますので、この場をお借りして代読させていただきます。
去る1月26日に推進委員、譲受人の3名で現地の立会いを行いました。申請地自体は面積が小さく、当該地だけで耕作は難しいんですけども、今回申請地一帯を開墾され、畑として使用すると計画でありましたので、全く問題ないと判断いたします。
以上、代読でございます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.3の里四丁目につきましては、地元委員からご意見を願
いいたします。

委員 当該農地につきましては、従来から別の方が水稲を作付されてましたが、
この方が離農されるということで、隣、13ページの地図でいいますと、右
斜め上の農地を保有されていた今回の譲受人が一体的に耕作したいというこ
とで売買の話を持ちかけられて成立したものです。従来から水稲作付を譲受
人の息子さんが中心となってやっておられますので、この農地も引き続き水
稲を作付して継続して農業を続けるということですので、特に問題ないかと
思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.4の中野二丁目につきましては、地元委員からご意見のほ
うをお願いいたします。

委員 この件につきましては、1月22日に譲受人、それから地元の推進委員と
私と3名で現地を立会いさせていただきました。譲受人は、代替農地として
8反ちよもう既に営農されております。ですが、〇〇歳という高齢でもあ
り、現地で話していると、5年は頑張るということで、全て水稲されてるとい
うことも確認はさせていただいてますが、5年以降のことは分からんとい
うことで、取りあえず当面は稲作を現地で行うと。譲り受けた土地ですと。
この譲り受ける土地は、囲繞地、いわゆる袋地ですと、17ページの位置
図を見ていただきますと、このあたりは圃場整備できてない未整備田でし
て、この黄色の部分、これは袋地になってます。その隣、2番の矢印のと
ころは〇〇さんが持っておられて、どちらかというところの方しかできない。
〇〇さんは入ってくる道があるんですが、この番地は入ってくることができ
ないということで、適任の方に譲り渡すということの考え方であったと思
います。周辺はもう農地ばかりですので、用水路等、そういった面も特に問題
はありませんので、継続して農地として使っていただけるということを現地
で確認をさせていただきました。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案第137号に対しまして、何かご意見、ご質問等ございま
すでしょうか。

委員 10ページの農業への年間の働く日が365日って毎日になってるん
ですけど、こんなことあり得るんですか。

事務局 まさしくご指摘をいただくとおいて、こちらはもう受け付けるときに、本

当かなということで大分聞かせていただいたんですけれども、もともとこの〇〇さんという方が申請地のお近くにお住まいで毎日様子を見に行くので、この日数で間違いはないということで確認を取っております。

以上でございます。

委員 ありがとうございます。

議長 今回の件は役員会でもご指摘があった内容でございまして、また皆様のご指摘いただいて、さすがに見ていただいとるなと思いました。

ほかに何かございますでしょうか。

委員 今1つ〇〇委員からご質問ありましたんで、この365日というのは恐らく365日のうち365日働いてもええし、逆に365日働くのは働くんやけど、趣味で、ここに書いているとおりに、サンショウ摘み、これを楽しみながらされるっていうふうにも感じ取れますし、そういった意味で365日、一般企業やと働き方改革とかがありますけども、そこには触れないと思いますんで、そこら辺はご留意いただければいいかなと思います。

それと、この方の復元計画書にございますが、整地に、計画書の3番目、初期投資が〇〇万円ってしてますけど、かなりの額ですが、サンショウ摘みで3年後に収穫が開始されるように書いてますけど、かなりの初期投資されてますが、この辺のところはどうなんでしょうね。サンショウ自体の収益性とか、それから特産品とかそういう意味でされて、販路とかがあればまた軌道に乗るっていうふうを感じるんですけども、そこらあたり何か申請者の方から説明はございましたか。

事務局 ご指摘いただいた、まずこの〇〇万円というところでございますが、私も初めに見たときかなり高額だなということで、これだけの資力がある方で、これが転用の許可になってきますと、転用の実現性というところで本当に〇〇万円かかってくるかどうかの、例えば融資の証明であったり、あと通帳の写しであったりというところで確認をさせていただくんですけれども、今回は3条申請ということで、そこまでこちらのものは求め過ぎてはいけないということで、この計画に記載されている〇〇万円というのが、本人が資力があるという前提で、この計画書を拝見させていただきました。ご審議いただいたもう一つ目のサンショウなんですけれども、この〇〇さんというのが、〇〇というのが、私も行ったことがあるんですけど、〇〇というような、結構地元というか、評価の高いお店を経営されていて、それでお店で使いたいということで今回ご申請をいただいとるところでございます。ですので、販売目的というふうには今のところしっかり聞き取りができておりません。

以上でございます。

委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 ほかにご意見等もないようですので、お諮りさせていただいてよろしいでございませうか。

では、お諮りさせていただきます。

No.1 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第137号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1 は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第137号No.2 は許可することに決定いたします。

続きまして、No.3 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第137号No.3 は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第137号No.4 は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第138号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。

この件につきましては、1月26日に現地調査を実施していただいております。一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条の農地転

用許可基準から見た審査状況についてご報告いただくのと、併せて地元委員としての意見を願います。

委員 1月26日、一日立会委員と地域の農業委員として現地を立会させていただきました。内容は、推進委員、代理人と、あと事務局2名とで現地を立会いをさせていただきました。

その中で、今ほとんど事務局が説明されましたように、農家住宅ということで既に開発調整課のほうとは協議済みということで、現状につきましても区画形質の変更はほとんどないということで、現状地盤で農家住宅を建てると。周辺の水路あるいは通路、そこは一切なぶらないということです。ただ、周りに農業用水路があるんですけども、そこは境界をせず、この行為を行うということで、それをしてからというものもあるのではないかとということも促しましたが、現状は水路等を一切触らないということで、その点はやむを得ないかなということで、現地は確認をいたしました。周辺の農地につきましても、特に現状の状況の中で農家住宅を建設するという事で特に影響はないというふうに現地では判断をさせていただきました。

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。
議案第138号につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 特にないようでしたら、お諮りさせていただきます。
議案第138号につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第138号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては許可することに決定いたします。

続きまして、議案第139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。
この議案に対しての現地調査を1月26日に実施していただいております。一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用

許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いします。

委員 1月26日、一日立会委員として現地を調査させていただきました。地元委員、それから推進委員、代理人、事務局2名ということで現地を立会させていただきました。もう農地はなくて、もともと家があったようなところにも家がなく、現状は使われたままということで、これは事前着手に相当するのではないかということで、事務局にも話をさせていただきましたところ、顛末書で処理をするということになりました。

周辺農地につきましては、ほとんどもう使われてないような状況ですし、この農地を転用しても特に周辺農地には影響はないというふうに現地では確認をさせていただきました。ですので、特段問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、この件の地元委員でございますが、本日は欠席されておられますので、事務局のほうで何かお聞きいただいていることがありましたら説明をお願いします。

事務局 そうしましたら、預かっている伝言を代読させていただきます。

去る1月26日に推進委員、一日立会委員、事務局職員らと現地立会を行いました。申請地周辺に耕作されている現役農地はなく、また排水、日照等も影響がないため、問題はないと判断します。また、今回の申請に当たって、もろもろ関係各課とも協議を済まされてるということで安心材料かなというふうに思います。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

この議案に関して何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようですので、お諮りさせていただきます。

議案第139号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第140号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の関係ですが、この案に関する意見についてを議題といたします。

農林水産課からの説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
続きまして、事務局から回答の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、この議案につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようでございますので、お諮りさせていただきます。
議案第140号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の案に関する意見については、回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第140号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の案に関する意見については、回答案のとおり大津市長宛て回答することに決定いたします。

続きまして、議案第141号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）ですけれども、この案に関する意見について、北部分を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員、〇〇委員、このお2人は利害関係者に該当しますので、ご退席のほうをお願いいたします。

それでは、農林水産課からの説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
続きまして、事務局からの回答案の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。

説明のほうが終わりましたので、この議案に対して何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 ちょっとすいません。この表の見方をもう一回教えてほしいんですけど。細かいからなかなか分からへんけど、権利の設定をする土地Aっていう人、それから次に、乙に設定する権利B及び丙に設定する権利Cって枠がありますわな。これは最終的にこの権利の設定を受ける者、丙って書いてるけど、端的に言うたらAの土地を丙の人が使用貸借で借り受けたりするっていうような表の見方やね、これ。

農林水産課 おっしゃるとおりです。

委員 そういうことね。最終ページ、168から169の中に〇〇さんほか1名の方が、この人は大津市〇〇に持ってはる土地を、要は最終的に〇〇にお住いの〇〇さんっていう方にこれ、使用貸借で貸さはるという解釈ですよ。ほんなら、我々の常識的に言うと、〇〇に住んではる方が〇〇の土地をどないして保全管理していくんか、営農していくなんて物理的に考えられへんねんけど、その辺はおたくのほうで精査してはるはずよね。その辺ご意見どうですか。

農林水産課 資料では、一番後ろのほうから見ていただけるとありがたいんですが、146ページのところです。

ここでこの方の機械とか、従事する日数とかそういうところについては確認させてはもらってるんですけども、ここの資料のところでは、なかなか見えにくい内容になっております。この方、そのもう一つ前の行、〇〇さんから、単独の名義のところからお借りしてはる分も含めてなんですけれども、〇〇の辺りに実際お住まいがあるという格好で確認させていただいてるんです。〇〇の案件と、〇〇、の物件を併せて〇〇さんからお借りされるっていうふうな格好の内容になっております。実際にお住まいのところは〇〇で、〇〇の物件と、それから〇〇の物件をお借りされる、耕作されるというふうな格好で申請としてはなっております。

委員 その土地を借りるのは分かるけどな、〇〇に住んではるような方が頻繁に営農してもらえるっちゃうのは、常識的に我々が考えた中では思えへんけどな。その辺は農林水産課でもそういうジャッジメントっちゃうのは、何か精査をしたはるのかなと思ったりして。ただ、ここの地元や営農組合の方はこんな土地を熱心に耕作してくれたら、それはありがたいなと思うてはるけど、〇〇の方が農地の近くに仮住まいみたいなもんを持ってて、一生懸命やらせてもらいますっていうのやったら分かるけど。その辺は不思議に思っ、この資料の作り方。その辺の展開はどうかなと思っ。

農林水産課 おっしゃるとおり、住所が、今住民票のほうが〇〇のほうにありますので、〇〇としか記載ができないというふうな内容になってまして、基本的に居所のほう、〇〇のほうにお住まいを移されるっていうような格好でお聞きしておりますので、基本は〇〇でおられる、体のほうは。

委員 近くにお住まいを移されるということね。分かりました。それを聞いたかったんで。

農林水産課 〇〇から〇〇ですと、バイパスでないと行けへん程度にちょっと距離はありますけれども、通常耕作できる範疇の距離に居所は置かれるというふうな格好で確認させていただいております。

委員 分かりました。私ら素人やからそのぐらいのことしか質問できへん。

議長 ほか、ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、議案第141号につきましてお諮りをさせていただきます。

議案第141号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について（北部分）ですが、これに関して回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第141号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について（北部分）ですが、回答案のとおり大津市長宛て回答することに決定いたします。

それでは、これで再度退席いただいている委員さんお二人にお入りいただくようお願いいたします。

続きまして、議案第142号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について（中部分）を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員が利害関係人に該当しますので、ご退席のほうをお願いいたします。

それでは、農林水産課からの説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。
続きまして、事務局から回答案の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、この議案につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 太子っていうのは、これが私のとこの管轄、南部の管轄かと思うんですが、何で中部になってるんでしょう。

農林水産課 すみません、おっしゃるとおりです。今回審議の委員さんの定数の都合で3分割させていただいておりますが、促進計画の案としては所有権移転のところから全部一本の促進計画で作成していただく内容となっておりますが、切り分けの仕方で誤りがありました。申し訳ありません。

委員 このまま決裁ですか。

議長 すいません、北部、中部、南部に分けさせてもらいましたのは、私が役員会の中で退席していただく方が多いと、作っていただいた資料的にこちらの都合で議案として進められなくなるということで、こういうふうに分けていただきました。役員会の指示で分けていただいた次第でございます。

本日は3人の欠席しかなかったんですけど、万が一退席される方含めて過半数に満たないようなことになると、事務局のほうから出る議案というのはちょっとおかしいんじゃないかという私の勝手な思いで分けていただきましたので、細かく審議させていただきます。

委員 それ、議案として142、143としては成立するんですか。議案としてこの資料をつけて、今江宮さんがおっしゃった文面を、採決するに当たっての内容についてはこれが、正とするというか、それは大丈夫なの。

事務局長 回答案には南部、中部、北部とは書いてなくて、議案番号だけしか書いておりませんので、この内容でいいかどうかをご判断いただけたらと思います。

委員 それやったら一括にしたらいかがでしょう。

事務局長 一括にすると、もし退席される委員がたくさんいらっしゃった場合に、そもそも成立しなかったらどうかという会長からご懸念いただきまして、任意で分けさせていただいております。そういったことをご理解いただければと

思います。

委員 中部は問題ないし、南部も審議して見てもうても、別に内容的に問題なかったらええの違うかな。

別に南部、中部、今そろってんねやからな。特段問題はないならいいけど中身に問題あったら別やけど。

委員 ずっと見てまして、確認書、ページ19ページなんですけども、借手が〇〇さんで、確認される方が〇〇さんと、それからこの方は農業委員さんじゃなくて現職の推進委員の方ですね。こうなればどういふことになるんですかね。〇〇さんは農業委員でしょう。ちょっとここ、しっかり推進委員の方と農業委員の方と対立っちゅうんか、利益相反的な対等の立場になるんですけど、この辺確認される方、農業委員の方と農業委員会の推進委員の方、そうですね。

農林水産課 確認書の運用を当初に協議し定めた際に、地域の農業委員さんに確認をいただくというような格好で運用をしておりますが、その下の注意書きにもあるとおり、農業委員さんだけではなくて推進委員さんの確認でもオーケーだというふうな格好でさせていただいています。できるだけ自分の分を自分で確認するっていうのを避ける運用をお願いしております、農業委員さん本人さんが借手の場合、別の推進委員さんの方をお願いするように、運用としては自分の分を自分で確認したら駄目だというふうなわけではないんですけども、無効だというわけではないんですけども、確認してもらいようにお願いしております。ここの地域農業委員のタイトルのところに修正が必要かどうかについては特に定めておりません。推進委員の方が特にこのタイトルの修正はなく署名されても確認いただいたと、有効であるというふうな格好で判定させていただいております。

委員 農業委員、そうか、代理っていう意味でもなく、もうそれが通るっていうことですね。分かりました。

議長 ほか、ございませんでしょうか。

委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、この〇〇さんって〇〇歳って書いてあって、権利の設定を受ける者が〇〇さんって書いてますけど。お年が〇〇歳で、もしも〇〇歳でもオーケーなんですか。まあまあ年数は3年なんですけど、そんな設定はないんですね。〇〇でも〇〇でもオーケーなんですか。すいません、疑問で。

農林水産課 年齢に制限があるというわけではないんですけども、農業経営をされる

代表者の方というふうな格好でさせていただいております。実際〇〇歳の方が軽い農作業はされると思うんですけども、主となって重たい作業をされるっていうふうなわけではないという理解で、世帯の方で主たる従事者が2人と書いておりますので、そのほかの世帯の方が肉体的な重たい作業はしていただけるのかというふうな格好で理解をさせていただいております。

委員 一応補足しておきます。息子さん夫婦が平素は農業従事されてます。一応報告です。

委員 はい。

議長 ほか、ございますでしょうか。

委員 今の件ですけど、一覧表の中にある証明書は、ここに太子一丁目というふうになってますけども、同じこの一覧表の中で一丁目が同じく一丁目となっておりますけども、町がついてるといのはおかしいんじゃないかな。6ページの申請書の中を見てもらったらあるように、〇〇さんの太子一丁目の町になって、〇〇さんは同じく太子一丁目は一丁、二丁。これ、確認して、本人が書かしたのはどうか分かりませんが、これが間違いというのは、そこは訂正してほしいと思います。

農林水産課 6ページのところの申請書の地主さんのほうの、貸さるほうの方ですかね。太子一丁目の丁が町になっていると。以後しっかり確認して、点検した上で受け取るようにしたいと思います。申し訳ありません。

委員 わかりました。

議長 ほかはございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、お諮りさせていただきたいと思います。

議案第142号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見（中部分）については、回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第142号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について（中部分）は、回答案のとおり大津市長宛て

回答することに決定いたします。

それでは、これより再度退席いただいている委員に戻っていただくようお願いいたします。

ありがとうございます。

続きまして、議案第143号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について（南部分）を議題といたします。

なお、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員が利害関係人に該当しますので、ご退席のほどお願いいたします。

それでは、農林水産課からの説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。
続きまして、事務局からの回答案の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。
議案第143号について説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 すんません。教えてほしいんですが、右の欄の右から2つ目に農業を担う者のところに丸のあるのとないのとあるんですけど、この区別は何です。

農林水産課 農業を担う者のところの丸印ですけれども、平たく言うと認定農業者の方です。地域計画でいう目標地図に色を塗ってある方がこの農業を担うの方になるんですけれども、基本大津市では認定農業者の方のみを農業を担う者の欄に掲載しておりますので、認定農業者の方以外は丸がついてないっていうことになるんですけれども、すみません、いくつか間違いが。〇〇さんの欄がないところがあると思うんですけれども、ここについては地域計画自体がないところは、農業を担う者に当たらないことになるんです。地域計画の中で農業を担う者として位置づけられている方にまずは入るっていうのが、ちょっとくどくなりますけれども、正しい説明です。基本的には認定農業者と新規就農者とか、そういう方が丸が入るんですけれども、地域計画の中だけ限定でお考えいただければいいかと思えます。

反対に、地域計画表では、色を塗ってなくて、認定農業者がされる場合も、担う者としてはそこの一筆だけは取り扱ってないので、認定農業者でも空白になるっていうケースもまれに存在しますが、基本的には認定農業者の方とお考えいただければよいかと思えます。

以上です。

議長 よろしいですか。

委員 はい。

議長 ほかにございませんでしょうか。

委員 1枚目の方。この方の資料だけ確認書がないんですけど、これは権利を受ける方が営農組合だからないとか、そういうことですかね。1枚目、地図がありますよね。次をめくると、農地の貸し借り申請書があって、その次に普通やと確認書が来てるんですけど、ここは確認書がないんですよ。それ以外の方っていうのは地図があって、その次に農用地等賃借の申請書があって、その次に確認書があるんですけど、一番最初の方、営農組合の方だけ地図があって、次をめくると申請書があって、その次に確認書があるはずがないのか、営農組合は必要ないのか、そこを教えてくださいたいです。

農林水産課 本来確認書はつけていますが、添付漏れかと思われまますので、一度正しく受け取っているかを確認したいと思います。たまたまなんですけども、この農地については地域計画と一致しているところなんですけども、なので、地域計画を変更するかどうかの視点での確認書は不要ですが、地域計画どおりに進捗しているかという意味の確認書っていう整理でいただいている部分になります。そういう意味で全て確認書は頂いているはずなんですけども、資料として恐らく添付漏れかと思われまますので、今手持ちでないのので後ほど執務室に戻ってから確認させてもらいたいと思います。

議長 また戻られてから一応確認してご報告いただくということで。

委員 はい。

事務局 確認してご報告させていただきます。

議長 ほか、ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出たようでございますので、お諮りさせていただきます。

議案第143号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について（南部分）ですが、回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第143号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について（南部分）は、回答案のとおり大津市長宛て回答することに決定いたします。

退席されておられる方は席のほうに戻っていただくようお願いいたします。

続きまして、報告案件になります。

報告第187号から報告第193号並びに集計報告について一括して事務局からの報告を求めます。

事務局、お願いします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告について何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（なしの声）

議 長 それでは、特にないようでございますので、続きまして報告第194号 大津市農地賃借料情報について、これについて事務局の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告について何かご質問等ございますでしょうか。

（なしの声）

議 長 ないようでございますので、次に移らせていただきます。
それでは、連絡事項で、遊休農地調査について事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 すいません、各地域の表、我々がついてるんですけど、地元の推進委員にもこれをお送りになるのでしょうか。

事務局 今現在は送っておりません。まだ今日ここでお配りしたのが初めてで、一旦は農業委員さん皆さんにということでお渡ししてるものになります。

一旦そこはリストで送るつもりはなかったんですけども、ぜひともということであれば送ることも可能ではございます。一旦来月にある程度また集計したものを作る予定はしております。

委員 すいません、送っていただけないんですしたら、私がこれをコピーを取って推進委員さんにお渡ししとかなないと、この家にこういうふうな区分で文面が行ってますっていうのを理解してもらうのに必要やと思ったので、こういう質問をしました。推進委員さんにも今後は我々と同じように送ってもらえるほうがありがたいです。

議長 委員さんからのご意見です、送っていただくようお願いしたいと思いません。

事務局 分かりました。そうしましたら、またこの総会が終わって推進委員さんの方にも同じリストをお送りさせていただこうかと思えます。

議長 ほかにございませんか。

委員 すいません、一昨年もそうだったんですけど、緑区分、黄色区分に限ってこういう調査を、個別訪問したりしてるんですけども、再生困難地、赤色区分についてはどういう方向性というのか、どういう考え方なのか説明を少しお願いしたいんですけど。今後は何もしないのか、ほったらかしというのか。ここが一番問題であることは事実なんですよ、現地に行っても。木が生えてあったり、そういう状況からすると、周りに対する影響も大きいかと思えますので、その辺の考え方を少し教えていただけますか。

事務局 実際再生困難になってる農地も確かにたくさんあります。この困難になってる農地が実際どの場所にあるかによって後のフォローが大分変わってくるかなと認識はしております。全体が荒れ果ててるような再生困難になってるようなところを、そこをまた皆さんに復元してもらうのは正直困難なところがあるとは思っておりますし、ただ青地の中でその農地がかなり荒れてて周辺の方が困ってるとか、そういった部分であれば農地として適正管理していただくべきというところで、適正管理をお願いして働きかけていくということになるかと思っております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

委 員 結構です。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 今回の遊休農地調査以外に全体を通してでも結構でございますので、最後に何かございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ご出席いただいている最適化推進委員さんの皆さんにおかれましても何かご意見等ございませんでしょうか。

委 員 1つお願いします。

報告事項の4ページの1番ですが、私はちょうど行けなかって、別の委員さんに現地確認していただいたところなんですけど、転用目的のところで長屋住宅用地っていうのは、長屋ですね、これ。集合住宅っちゅうふうに聞いてたんですけども、長屋と集合住宅の違いとかは申請書に明確に明記されるものですか。

事務局 届出書の場合は基本的に向こうが書いてこられた内容をそのまま受理通知書に転記させていただき運用でございまして、明らかに文言が間違っていたりとか、何を書いているのか、あまり意味が酌み取りづらいような転用目的の場合はこちらのほうから指示をさせていただくんですけども、最終的に受理通知書を持って法務局に行かれるのは先方になりますので、説明責任も当然向こうにあるというところから、基本的には向こうが書いてきた内容をそのまま受理通知書に転記する運用でやらせていただいております。

今ご指摘いただいた報告書4ページの1番、2番の長屋住宅用地でございますね。こちら、今委員がおっしゃってくださったアパート形式のようなものかなというふうには認識して、全く意味が酌み取れないものではありませんでしたので、もうその内容で受理通知書を作成しております。

以上でございます。

委 員 はい、分かりました。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、これで司会のほうに返したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

副 会 長 以上をもちまして第34回定例総会の全ての議案、報告及び連絡事項を終了いたします。

議事録署名委員

議 長（本郷 忠史 委員） 印

委 員（上坂 雅彦 委員） 印

委 員（村田 省三 委員） 印